

令和2年12月15日

南相馬市農業委員会
12月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年12月15日(火)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	出	11	佐 藤 洋	
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	
3	菅 野 信 彦		13	山 内 弘 巳	
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好		19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜				

新型コロナウイルスの感染防止(3密回避)のため、出席を求めない

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし

3. 出席職員

事務局

局 長 上野 勝 次長 佐藤 光 主査 山本 将之

副主査 米本 一樹 主事 平田 幸子

農政課

副主査 島 健太郎

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 4 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 4 4 号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 5 報告第 4 5 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 1 2 7 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 1 2 8 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 8 議案第 1 2 9 号 農地法第 3 条の規定による貸借権移転の許可申請について
- 日程第 9 議案第 1 3 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
- 日程第 1 0 議案第 1 3 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可分）
- 日程第 1 1 議案第 1 3 2 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について
（県許可分）
- 日程第 1 2 議案第 1 3 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
（市許可分）
- 日程第 1 3 議案第 1 3 4 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
（県許可分）
- 日程第 1 4 議案第 1 3 5 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
（市許可分）
- 日程第 1 5 議案第 1 3 6 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
（県許可分）
- 日程第 1 6 議案第 1 3 7 号 現況確認証明願について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより、令和2年12月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。
新型コロナウイルスの感染を防ぐため、出席者を減じての開催であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条による定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号1番 若杉裕二委員、2番 鎌田芳彦委員、5番 梅村正敏委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。
11月24日、第14回南相馬市農業者年金協議会パークゴルフ大会が、鹿島区の南相馬市パークゴルフ場にて開催され、農業委員会から半谷眞知子委員、遠藤秀明委員と共に参加し、親睦を図って来たところであります。
以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 　　次に、日程第3、報告第43号、専決処分の報告についてを議題といたします。
専決第11号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第43号、専決第11号についてご説明いたします。議案書の3ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して農地売買による所有権移転の申し出がございましたので、案件1件につき、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第44号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。
総務企画専門委員会の委員長から報告を求めます。

総務企画専門委員長 それでは、総務企画専門委員会の開催報告をいたします。開催内容は、議案書の4ページから7ページに記載してあります。開催日時は、令和2年12月1日火曜日午後1時30分からで、午後2時40分まで行いました。場所は、南相馬市労働福祉会館2階会議室で行い、出席者は記載のとおりです。

協議の概要ですが、(1)令和3年度標準農作業料金の検討については、令和2年度新たに追加した密苗育苗料金が適正かどうかを協議したところ、適正とのことである。令和3年度標準農作業料金については、令和2年度金額の変更はしないこととした。

(2)追加項目の検討については、レーザーレベラーの単価を設定してほしいとの要望があり、他市町村の事例を参考に、10アール当たり2万2,000円とすることとした。また、パチカルハローも、レーザーレベラーの作業で必要な場合もあることから、協議の結果、10アール当たり5,500円とすることとした。色彩選別については、料金設定の要望が多いことから、県内の他市町村の事例を参考に、60キログラム当たり770円とすることとした。ドローンによる農薬散布については、依頼を受けることが増えていること、また、設定してほしいとの要望もあることから、業者の単価を参考に、10アール当たり1,650円とすることとした。

(3)今後の進め方については、(1)(2)の内容について令和3年1月20日以降に、令和3年度標準農作業料金検討会議を開催することとし、検討結果を令和3年2月農業委員会定例総会に諮ることとしました。また、検討会議については、新型コロナウイルスの関係で3密を極力避けるべく、農業委員会として農業委員5名、内訳は総務企画専門委員会委員長と副委員長、会長と会長職務代理者、農地専門委員会委員長とする。農地利用最適化推進員は1名とし、大規模営農を行っている酒井副代表を選定することとしました。参考ですが他の委員は、委託農業者各区1名ずつ、受託農業者または受託組織各区1名ずつ、ふくしま未来農協1名、相双農林事務所1名、市農政課1名です。料金一覧として議案書7ページ、令和3年度標準農作業料金表(案)を皆さんお目通しよろしくお願いたします。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第5、報告第45号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。

事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第45号についてご説明をいたします。議案書の8ページから10ページ、整理番号1番から5番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりとなっております。

整理番号1番につきましては、平成23年に工場敷地に隣接する当該地を借り、ビニールパイプハウスを3棟設置し、スギ花粉の採取作業場として使用しています。今般、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号2番につきましては、平成16年に転用許可を受け、翌年にグループホームを2棟建築しました。その後、施設の機能拡充のために増築をしました。今般、増築した部分の土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号3番につきましては、亡き夫が昭和50年頃に住宅を建て替え、進入路及び納屋の一部として今も使用しています。今般、隣接地に娘の住宅を建築する計画があり、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号4番につきましては、平成6年に宅地を目一杯使用して住宅を建築したことに伴い、進入路及び駐車スペースを確保することが困難となり、宅地隣接の農地に進入路及び駐車場を整備し現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したものです。

続きまして整理番号5番につきましては、昭和40年頃から納屋、作業場、進入路として現在も使用しています。今般、作業場の建て替えを検討するに当たり土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第6、議案第127号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第127号についてご説明いたします。議案書の11ページ及び、別紙資料の1ページから9ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員

会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 それでは、議案第127号についてご説明申し上げます。今回、利用権設定が120件となっております。内容につきましては記載のとおりとなっております。なお、利用権設定に係る賃借料につきましては、双方合意のうえで決定を行っております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に、日程第7、議案第128号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第128号についてご説明いたします。議案書の12ページから14ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号4番については、議案第129号申請番号1番の関連案件です。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から、申請番号1番から3番、及び6番から8番までの案件について、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 続いて、申請番号4番の調査委員11番委員、及び申請番号5番の調査委員12番委員には出席を求めているため、事務局で補足説明を受けていれば、報告を願います。

事務局 11番委員、及び12番委員からの補足説明はありません。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第129号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第129号についてご説明いたします。議案書の15ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、議案第128号申請番号4番の関連案件です。続きまして、申請番号2番については、議案第136号申請番号10番関連の案件です。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているのご報告がございました。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から、申請番号2番の案件について、補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 続いて、申請番号1番の調査委員11番委員には出席を求めているため、事務局で補足説明を受けていれば、報告を願います。

事務局 11番委員からの補足説明はありません。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第130号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第130号についてご説明いたします。議案書の16ページから18ペー

ジ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第45号整理番号3番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号2番については、農地改良としての一時転用であり、転用期間は許可日から6カ月間となっております。

続きまして、申請番号4番については、報告第45号整理番号4番の追認を得るための案件です。

続きまして、申請番号5番については、報告第45号整理番号5番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いします。
 申請番号1番について、8番委員。

8番委員 それでは、議案第130号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。申請内容は議案書16ページに記載のとおりで、現地案内図は1ページになります。この案件は、報告第45号整理番号3番の関連案件であり、違反転用を解消するべく許可を受けるものであります。去る12月11日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査事項に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。
 皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長 続きまして、申請番号2番について、5番委員。

5番委員 それでは、議案第130号、申請番号2番の現地調査の結果につきましてご報告いたします。なお、現地案内図は2ページでございます。農地改良をするための一時転用でありまして、12月11日に申請人立ち会いのもと、午後1時30分より現地調査を致しました。立地基準、一般基準とも満たしており、特に問題がないことを確認いたしました。以上報告いたします。

議 長 続きまして、申請番号6番について、15番委員。

15番委員 議案第130号、申請番号6番について報告いたします。現地案内図は6ページです。去る12月12日午前11時より、代理人である行政書士立ち会いのもと、調査項目に基づき現地調査を行いました。調査の結果、集落接続事業であり立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。

皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 続いて、申請番号3番の現地調査委員、11番委員、及び申請番号4番と5番の現地調査員、12番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願ひます。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。
議案第130号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。去る12月12日土曜日午後1時半より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は4ページです。この案件は、報告第45号整理番号4番の関連案件です。去る12月10日午前9時より、代理人であります行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページです。この案件は、報告第45号整理番号5番関連の案件です。去る12月9日午前9時より、代理人であります行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を確認しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

以上、現地調査委員よりの報告となります。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第131号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第131号についてご説明いたします。議案書の19ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおり

です。令和3年1月24日付けで、営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となることから、再度一時転用申請をするものです。なお、営農者は効率的かつ安定的な農業経営を行っている担い手であることから、転用期間は許可日から10年間で妥当と判断しております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。
申請番号1番について、14番委員。

14番委員 それでは、議案第131号申請番号1番について報告いたします。案内図は7ページです。去る12月7日午前10時30分頃より、申請人立ち会いのもと、調査事項に基づき現地調査を行いました。営農型太陽光発電にかかる一時転用の期間満了に伴う再度の申請です。申請地には、緑一色の牧草が茂ってありました。立地基準、一般基準等も満たしており、また、期間延長の申請であり、何ら支障なきものと判断してまいりました。
皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第132号、農地法第5条の規定による許可処分取消願出についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第132号についてご説明をいたします。議案書の20ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消の願出をする理由については記載のとおりです。住宅拡張用地とする目的で転用許可を受けましたが、履行しないまま被設定人が死亡し、事業が実施できなくなったため許可処分の取り消しをするものです。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 3 3 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 3 号についてご説明をいたします。議案書の 2 1 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件は特にありません。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号 2 番について、1 4 番委員。

1 4 番委員 それでは、議案第 1 3 3 号申請番号 2 番について報告いたします。現地案内図は 9 ページです。去る 1 2 月 9 日午前 1 1 時頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと、調査事項に基づき、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準及び一般基準とも満たしていると判断してまいりました。賠償金等の証明書も添付されており、何ら問題なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて申請番号 1 番の現地調査委員、9 番委員には出席を求めているため、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 3 3 号申請番号 1 番につきまして、現地調査員からの報告を読み上げさせていただきます。こちらの現地案内図は 8 ページです。去る 1 2 月 1 0 日午後 4 時頃より、現地で代理人行政書士から説明を受け、また、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。
皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 1 3 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 4 号についてご説明をいたします。議案書の 2 2 ページ、申請番号 1 番及び 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件としまして、申請番号 1 番につきましては、報告第 4 5 号整理番号 1 番の違反の追認を得るための案件であり、また、申請番号 2 番につきましては、報告第 4 5 号整理番号 2 番の違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 それでは、議案第 1 3 4 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第 4 5 号整理番号 1 番の関連であります。現地案内図は 1 0 ページであります。それから申請事由は記載のとおりでございます。去る 1 2 月 1 0 日午前 1 0 時ころより、申請者及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者及び代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、2 番委員。

2 番委員 議案第 1 3 4 号申請番号 2 番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 1 ページとなります。本案件は、報告第 4 5 号整理番号 2 番の関連案件であります。去る 1 2 月 9 日午後 4 時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を致しました。調査書の調査項目に基づき代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第135号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第135号についてご説明いたします。議案書の23ページから25ページ、申請番号1番から8番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番については、建設残土、資機材の仮置き場としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和4年3月31日までとなっております。

続きまして、申請番号2番については、道路敷地としての一時転用であり、転用期間は許可日から令和3年12月31日までとなっております。

続きまして、申請番号3番については、作業兼通路用地としての一時転用であり、転用期間は許可日から3カ月間となっております。

続きまして、申請番号4番については、違反状態であった元々の建物が既に解体されており、今回の申請で是正されることから、違反として扱わなくても良いことを相双農林事務所に確認済みであります。

続きまして、申請番号5番から8番までについては、第3種農地のうち、用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号5番から7番までについて、18番委員。

18番委員 議案第135号申請番号5番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は16ページの です。仔細につきましては記載のとおりでございます。去る12月10日午前11時より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました。当該地の周囲は既に太陽光発電設備が設置されております。また、設置のための転用の許可もされております。よって、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。

続いて、申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は16ページの であります。これも太陽光発電設備のための転用であります。去る12月10日午前11時20分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査

を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地で状況等を調査しました。当該地も、周囲が既に太陽光発電設備が設置されており、また、設置のための転用許可も出されておりますので、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて、申請番号7番について現地調査の報告をいたします。仔細については記載のとおりでありまして、現地案内図は16ページのであります。去る12月10日午前11時40分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました。当該地も、周囲はすでに太陽光発電設備を設置されていますとともに、設置のための転用も許可が出されている土地でありますので、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。

よろしくご審議をお願いします。

議長 続いて、申請番号1番と2番の現地調査委員、12番委員、申請番号3番と4番の現地調査委員、9番委員、及び、申請番号8番の現地調査委員13番委員には出席を求めているため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第135号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。去る12月9日午前10時ころより、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は13ページです。去る12月11日午前10時ころより、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて、申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページです。去る12月10日午後1時30分ころより、現地で被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて、議案第135号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は15ページです。去る12月10日午後4時20分ころより、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基

準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて、申請番号 8 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 17 ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る 12 月 11 日午後 1 時 15 分ころより、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。本案件は、太陽光発電設備を設置し、再生エネルギーの推進を図るために必要な転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 136 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 136 号についてご説明いたします。議案書の 26 ページから 29 ページ、申請番号 1 番から 14 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号 1 番から 5 番及び 9 番については、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

申請番号 6 番から 8 番については、用途地域に入っていない第 3 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。

申請番号 10 番については、議案第 129 号申請番号 2 番関連の案件であり、令和 3 年 2 月 11 日付けで営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となることから、再度一時転用申請をするものです。

申請番号 11 番から 14 番については、令和 3 年 1 月 24 日付けで営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となることから、再度、一時転用申請をするものです。なお、営農者は、効率的かつ安定的な農業経営を行っている担い手であることから、転用期間は許可日から 10 年間で妥当と判断しています。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番と 2 番について、

6 番委員。

6 番委員 議案第 136 号について、申請事由は記載のとおりであります。申請番号 1 番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 18 ページであります。去る 12 月 10 日午前 10 時頃より、被設定人の立ち会いのもと現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて、申請番号 2 番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 18 ページであります。去る 12 月 10 日午前 10 時 30 分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして申請番号 10 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 136 号申請番号 10 番について現地調査の報告をいたします。議案 129 号申請番号 2 番の関連案件でございます。去る 12 月 10 日午後 4 時 30 分頃より、設定人立ち会いのもと現地調査を行ったものであります。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました。この結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号 11 番から 14 番までについて、14 番委員。

14 番委員 議案第 136 号申請番号 11 番、12 番、13 番及び 14 番ですが、この案件は、設定人が同一人で被設定人も同一人であるため、一緒に調査を致しましたので、まとめて結果の報告を致します。現地案内図は 7 ページの、24 ページ、25 ページです。去る 12 月 7 日午前 10 時 30 分頃より、申請人立ち会いのもと現地調査を行いました。営農型太陽光発電の一時転用期間満了に伴う再度の申請です。現地は、緑色の牧草が茂っており管理状態も良好です。立地基準、一般基準ともに満たしており、また、期間延長の申請であることから何ら問題なきものと判断してまいりました。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、申請番号 3 番から 7 番の現地調査委員、17 番委員、申請番号 8 番の現地調査委員、13 番委員、及び、申請番号 9 番の現地調査委員、12 番委員には出席を求めているため、事務局からの報告を願います。

事務局

現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。

議案第136号申請番号3番から7番までの現地調査の報告をいたします。

まず、申請番号3番についてご報告いたします。現地案内図は18ページになります。去る12月11日午後1時30分ころより、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。当該農地は畑であり、県道120号線の同慶寺前交差点の北東にあたる場所です。パネル設置枚数は300枚の計画であります。自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、申請番号4番についてご報告いたします。現地案内図は同じく18ページになります。去る12月11日午後1時15分ころより、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。当該農地は畑であり、県道120号線の赤坂病院手前から北東に入った高台にある場所です。パネル設置枚数は300枚の計画であります。自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、申請番号5番について報告いたします。現地案内図は19ページになります。去る12月11日午後2時ころより、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。当該農地は畑であり、国道6号線から甲子神社に入る高台にある場所です。パネル設置枚数は256枚の計画であります。自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、申請番号6番についてご報告いたします。現地案内図は20ページになります。去る12月11日午後2時15分ころより、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。土地の所在、面積、申請事由については記載のとおりであります。当該農地は水田であり、JR小高駅東側で跨線橋の南側にある場所です。パネル設置枚数は160枚の計画であります。土地改良区からの意見書も2020年9月25日に差し支えないと提出され、用悪水路の公共物使用等許可書も2020年2月26日に降りております。また、自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に申請番号7番についてご報告いたします。現地案内図は、同じく20ページになります。去る12月11日午後2時25分ころより、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。土地の所在、面積、申請事由については記載

のとおりであります。当該農地は申請番号6番の隣接地であります。土地改良区からの意見書等も同様であります。パネル設置枚数は132枚の計画であります。また、自己資金で行う旨とあり、金融機関より事業計画に十分な資金の残高証明書も添付されております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第136号申請番号8番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は21ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る12月11日午後1時ころより、代理人行政書士の立ち会いのもと現地調査を行いました。本案件は、太陽光発電設備を設置し再生エネルギーの推進を図るための転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続いて、申請番号9番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は22ページです。去る12月10日午前9時30分ころより、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 18番委員。

18番委員 いまの議案の中で、申請番号11番から14番までの案件は、一時転用期間が今後10年間になる訳ですが、その10年の間における農業委員会としての関わりはどのようなことになりますか。

議 長 事務局

事務局 ただいまの質問についてですが、今後10年の間には毎年2月頃ですけれども、営農の状況として収穫量等について、写真を付けて農業委員会に報告をいただくことになっております。ここは牧草地ですので、計量したものを提出いただいて、それを県相双農林事務所に送ることになっております。農業委員会事務局としては、提出のあった内容を確認していきたいと思っています。また、今は新型コロナウイルスの関係で行っておりませんが、コロナウイルスが落ちついた段階で、農業委員の皆さんで現地視察により確認して参りたいと考えております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか、他に質疑等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第137号、現況確認証明願についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第137号については、当日配付の議案書をご覧ください。申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった3件3筆について非農地と判定いたしました。

なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査員から報告をお願いします。8番委員。

8番委員 それでは、現況確認申請に係る現地調査の報告をいたします。

去る12月7日午後1時30分より、農地利用最適化推進委員2名と私、事務局員2名の計5名で現地調査を行いました。現地案内図は26ページから28ページになります。

まず、申請番号1番の鹿島区南柚木字相馬清水の田に関しては、代理人行政書士の説明を受けながら、現況を確認いたしました。現況は、下流の溜池の貯留水が本件の田に流入し、溜池と田が一体化しており、農地としての復元は困難な状況でした。また、本件農地への進入路もなく、耕作するのも困難と思われる状況ですので、非農地と判断をいたしました。

続いて、申請番号2番の原町区北原字前山の畑に関しましては、申請人から利用状況の説明を受けながら、現況の確認を行いました。45年以上不耕作のため、松の木などが生い茂り、完全に森林化しているため、農地としての復元は困難な状況にあり、これも非農地と判断をいたしました。

続いて、申請番号3番の原町区陣ヶ崎の畑に関しましては、代理人行政書士による説明を受けながら、現況確認を行いました。10年前の相続時以前から不耕作にあり、現況は、雑木などが生い茂り森林化しているため、農地としては復元困

難と思われる状況にあり、これも非農地と判断をいたしました。

以上、現況確認調査の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告3件、議案11件、合わせて14件の審議をすべて終了いたしました。

 これをもちまして、本日の12月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れさまでございました。

(終了)

(閉会 午後2時35分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和2年12月15日

議事録署名人(1番・ワカスギ ユウジ)

議事録署名人(2番・カマダ ヨシヒコ)

議事録署名人(5番・ウメムラ マサトシ)